

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 6 4 号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和 3 9 年函館市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 0 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

（特定歳入等に係る協議）

第 1 3 0 条の 8 市長は，法第 2 4 3 条の 2 の 7 第 2 項に規定する特定歳入等として同項の歳入等を定めようとするときは，あらかじめ，会計管理者に協議しなければならない。

第 1 3 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改める。

附 則

この規則は，令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。